

イマージョン教育に係る英語指導助手派遣事業業務仕様書

1 事業の名称 英語指導助手派遣事業（イマージョン教育事業）

2 事業の目的

- (1) 異文化を理解し、国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人としての資質や能力を持った子どもを育成するため、外国人講師（以下「講師」という。）を配置し、英語で教科の授業を行うイマージョン教育やその他、学校生活における生活英語の指導を行う。
- (2) 子どもたちに、学習指導要領に基づく資質・能力及びコミュニケーション能力を身に付けさせるため、英語圏または英語を公用語とする国の出身の講師が、外国語活動や外国語科の授業で身に付けた内容を活用できる場面を創出するなどの工夫を行いながら、英語によるより実践的な指導を行う。

3 業務を行う期間 令和5年4月7日（金）から令和6年3月22日（金）まで

4 業務の内容

講師は、派遣校における校長の指示を通じ、学年担当教員及び外国語担当教員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

（1）講師が業務時間中に行う業務

- ① 小学校 1年生～6年生（合計12クラス予定）の英語による体育の指導及び小学校外国語活動の授業、総合的な学習の時間・特別活動・道徳・実技教科を中心とした各教科の授業等への支援。
- ② 英語放送を定期的に行うこと。
- ③ 一日の学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法・教材の開発・作成を行うこと。
- ④ 朝の会、帰りの会、休憩時間、給食時間、学校行事等で積極的に児童と英語によるコミュニケーションを図ること。
- ⑤ 教職員への英語指導を行う研修会等を計画し行うこと。
- ⑥ その他、イマージョン教育及び国際理解教育の推進に必要と校長が認める業務を行うこと。

（2）講師の資格等は以下に掲げる条件を満たす者とする。

- ① 英語圏または英語を公用語とする国の出身で、日本の小学校等において1年以上のイマージョン教育の指導経験を有する者。もしくは、小学校等でのイマージョン教育の実績のある受託者において研修が受けられる者。いずれの場合もその実績を証するものを提出できること。
- ② 担当教科（体育科）について、文部科学省で定められた学習指導要領の内容を理解し、日本の小学校での体育の教科指導力を有すること。または、受託者においてイマージョン教育（体育）の指導を受けられること。

- ③ 学校生活の中で学ぶ生活英語の内容及び指導方法や教材等を、開発・作成できる能力を有すること。または、受託者においてその開発・作成の指導を受けられること。
 - ④ 「外国語活動」及び「外国語科」の趣旨を、小学校学習指導要領や解説等により充分理解していること。
 - ⑤ 子どもが強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえて聞き取ったり発音したりすることができるよう指導できること。そのために、英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、現代の標準的な言語力を備えていること。
 - ⑥ 児童の会話を理解するとともに、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語能力を有すること。
 - ⑦ 語学教師又は外国語指導助手（ALT）として従事した経験があること。
 - ⑧ 業務時間内において、授業時間の内外を問わず、子どもたちと積極的にかかわることができること。
 - ⑨ 児童に対して指導者的立場であることを自覚し、児童・保護者及び泉大津市民の信頼を失墜するような行為をしないこと。
- * 特記 「服務の根本基準」（地方公務員法 第30条）
「職務に専念する義務」（地方公務員法 第35条）
「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」（地方公務員法 第32条）
「信用失墜行為の禁止」（地方公務員法 第33条）
「秘密を守る義務」（地方公務員法 第34条） など

5 業務の実施

（1）基本事項

派遣元は、その雇用するALTをして、契約期間内に下記の派遣業務を行わせる。

泉大津市立浜小学校（イマージョン教育事業モデル校）

計200日 小学校1～6年生に対して体育の授業を英語で実施

（2）派遣人員

1名（年間を通して同じALTが継続的に業務を行う。）

（3）業務を行う日

原則として月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（4）業務を行う時間

午前8時30分から午後4時15分まで、午前9時15分から午後5時までのいずれかとする。

ただし、業務時間の途中に45分の休憩時間をおく。

（5）担当する授業時間数

1週間につき25時限、1日につき5時限を限度とする。（1時限の時間は45分を原則とする。）

（6）業務日及び業務時間の通知

学校における業務日及び業務時間は、派遣先と派遣元との調整の上、通知するものとする。

（7）（3）・（4）に定める事項は、学校行事その他の事情により変更する場合がある。この場合におい

て派遣先は、あらかじめ書面等により派遣元に通知するものとする。

6 講師の資格要件

派遣元は、前項の業務を実施する講師の選任に当たっては、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を選定する。また、派遣元は派遣先に講師の名前及びその履歴が記載された書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 英語を母国語とし、英語を公用語とする国の大学以上の卒業の資格を有すること。
- (2) 現代の標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、かつ文章力、文法力が優れていること。
- (3) 定期的に健康診断を受け、心身ともに健康であり、契約期間内の勤務が可能であること。
- (4) 日本の教育環境を十分に理解し、熱意を持って指導にあたることが可能であること。
- (5) 過去に小学校・中学校のいずれかでの指導経験が十分にあるか、または派遣元の研修等を十分な期間受講し、派遣先の必要とする水準の教授技術を持つこと。
- (6) 業務の実施に支障がなく、勤務に適したビザを取得していること。
- (7) 教職員との打ち合わせが行える程度に日本語の会話ができるとともに、ひらがな・カタカナによる書面でのやりとりができること。
- (8) 派遣先の学校において、教職員、児童と積極的にコミュニケーションを図ることができるとともに、良好な人間関係を構築できること。
- (9) 法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。